

事務連絡

令和8年3月31日

各都道府県 こども誰でも通園制度担当部（局） 御中

こども家庭庁成育局保育政策課

乳児等通園支援に係る市町村子ども・子育て支援事業計画及び代用計画の
「量の見込み」及び「確保方策」に関する調査について（依頼）

子ども・子育て支援の推進につきましては、平素から格段の御配意を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年9月に発出した「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」等の改正等について」（令和7年9月16日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡）の2において、「策定した市町村子ども・子育て支援事業計画又は代用計画については、令和8年3月頃に調査を依頼」することとしているところです。

については、乳児等通園支援に係る市町村子ども・子育て支援事業計画及び代用計画の調査を行いますので、下記のとおりご対応いただき、都道府県ごとに取りまとめの上、令和8年4月30日までに当職あて回答をお願いいたします。

なお、提出に当たっては、メールにてExcelをご提出いただくようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、内容について十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）への依頼をお願いいたします。

記

1. 別添の「市町村子ども・子育て支援事業計画及び代用計画における「量の見込み」及び「確保方策」に関する調査」様式に、市町村ごとに令和7年度から令和11年度における量の見込み及び確保方策を記載すること。
2. 乳児等通園支援の量の見込みの算出方法については、「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版 ver. 3）」を参照すること。
3. 記載に当たっては、ひと月当たりの人数（利用定員総数）とすること。

【担当】

こども家庭庁成育局保育政策課地域支援係

電話：03-6858-0078

E-mail：hoikuseisaku.newkyuufu@cfa.go.jp

<参考>

「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版 ver. 3）」（令和7年9月29日）（抜粋）

<2> 量の見込みの算出

Ⅱ. 量の見込みの具体的算出方法

3. 乳児等通園支援の量の見込みの算出方法

令和6年子ども・子育て支援法改正により、令和7（2025）年4月から地域子ども・子育て支援事業として、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が新たに創設され、令和8（2026）年4月に乳児等のための支援給付が創設される。令和7年度の地域子ども・子育て支援事業としての量の見込みについては、<6> 子ども・子育て支援法改正による新事業の見込みにお示ししているところであるが、令和8年度以降については、乳児等のための支援給付として、子ども・子育て支援法第61条第2項第6号において、「乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容」を市町村支援事業計画に定めることとされていることから、第三期市町村支援事業計画において、「量の見込み」や「確保方策」等を策定し、計画的な整備を進めていく必要がある。

なお、第三期市町村支援事業計画の策定時に量の見込み等を設定していない場合においては、簡易な方法で推計し、令和7年度中に量の見込みの設定を行うこと。この場合において、市町村支援事業計画とは別に量の見込み等の計画等を策定するなど、何らかの代替措置を講ずることを可能とする。ただし、中間年見直しなど、量の見込み等の設定が可能となったタイミングで、実施状況を踏まえながら、速やかに市町村支援事業計画に設定するよう努めること。

(ア) 算出方法について

乳児等通園支援の量の見込みの算出方法については、以下に記載のとおりとする。

(1) 「必要受入れ時間数」について

下記基本的な算出式により、各年度の対象年齢ごとの必要受入れ時間数を算出することを基本とするが、市町村において、算出式に利用割合（※）を乗じて算出することも可能とする。また、以下の算出式によらず、市町村独自に必要な受入れ時間数を算出することも可能とする。

（※）利用割合については、(イ)に記載のとおりトレンドや政策動向、地域の実情等について十分考慮すること。

<基本的な算出式>（※1）

対象年齢（※2）の未就園児数×月一定時間（※3）

（※1）市町村において、算出式に利用割合を乗じて算出することも可能。

（※2）対象年齢は0歳6か月から満3歳未満

（※3）月一定時間は、令和7年度の乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）にお

ける補助上限を踏まえ、10時間とする（市町村独自に必要な受入れ時間数を算出することも可能）。

（2）「必要利用定員総数」について

下記基本的な算出式により、各年度の対象年齢ごとの必要利用定員総数を算出することを基本とするが、市町村独自に必要な利用定員総数を算出することも可能とする。

＜基本的な算出式＞（小数点以下切り上げ）

必要受入れ時間数 ÷ 定員一人1月当たりの受入れ可能時間数（※4）

（※4）月 176 時間（8時間×22日）を基本とするが、市町村の独自の設定も可能とする。

（イ）トレンドや政策動向、地域の実情等の考慮

乳児等通園支援の量の見込みの算出に当たっては、トレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえること。

また、利用ニーズは、政策動向や地域の実情等によって変動する可能性があることから、実態を適切に把握した上で、提供体制に不足が見込まれる場合には、乳児等通園支援事業を行う事業所の定員増等により確実に提供体制を整備すること。

利用ニーズの把握については、利用希望の把握を行うための調査票にこども誰でも通園制度の利用希望の設問を盛り込むなど、適切に把握を行うこと。例えば、第一期の市町村支援事業計画作成時に示した「調査票のイメージ」に、こども誰でも通園制度の選択肢を追加することで、保護者等の利用希望の数値を利用意向の算出の際に使用し、量の見込みを算出することも考えられる。

なお、利用ニーズの把握が困難な場合は、例えば、乳児家庭全戸訪問事業や妊婦等包括相談支援事業においてこども誰でも通園制度の利用の意向を把握する、一時預かり事業の利用者にこども誰でも通園制度の利用の意向を調査する等の工夫を検討すること。

【参考】調査票のイメージへの追加問のイメージ

問 宛名のお子さんが2歳以下であって、保育所等（保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所、企業主導型保育施設）を利用していない方がいます。こども誰でも通園制度（こどもの育ちを応援し、こどもの権利として月一定時間まで利用できる制度です）を利用したいという希望はありますか。

「1.」から「4.」のいずれかに○をつけてください。

1. 毎月、継続的に利用したい。
2. 2～3月に1度程度利用したい。
3. 年に2回程度利用したい。
4. 利用希望はない。